

被扶養者認定に必要な提出書類一覧表

すべて写しで可

提出書類		被保険者との続柄	扶養状況調査票(チェックシート)	市県民税課税(所得)証明書	雇用契約に関する証明書	給与明細直近3カ月分または今後1年間の給与支払見込証明書	確定申告書・収支内訳書	在学証明書・学生証	公的年金通知書	公的年金見込額照会回答票	世帯全員の住民票(続柄必須、本籍・マイナンバー不要)	別居時送金証明(銀行振込控)	所得税扶養控除申告書			
同居していないなくてもよい	内配縁の妻	無職・無収入	○	○							○					
		パート・アルバイト等の就労収入がある	○	○	○	○					○					
		年金・恩給	受給中	○							○		○			
			申請中、これから受給する	○								○	○			
		その他の収入がある(自営業者含む)	○	○				○				○				
	子	16歳以下	新生児～16歳未満(注3)									○		○		
			学生	収入なし	○					○			○		○	
		収入あり		○	○	○	○			○			○		○	
		16歳以上	無職・無収入	○	○								○	○	○	
			パート・アルバイト等の就労収入がある	○	○	○	○						○	○	○	
			年金	受給中	○	○					○			○	○	○
				申請中、これから受給する	○	○							○	○	○	○
			その他の収入がある(自営業者含む)	○	○				○				○	○	○	
		祖実父母	無職・無収入	○	○								○	○	○	
			パート・アルバイト等の就労収入がある	○	○	○	○						○	○	○	
	年金・恩給		受給中	○	○					○			○	○	○	
			申請中、これから受給する	○	○							○	○	○	○	
	その他の収入がある(自営業者含む)		○	○				○				○	○	○		
	弟・妹・兄・姉・孫	16歳以下	16歳未満	○								○		○		
			学生	収入なし	○					○			○		○	
収入あり		○		○	○	○			○			○		○		
16歳以上		無職・無収入	○	○								○	○	○		
		パート・アルバイト等の就労収入がある	○	○	○	○						○	○	○		
		年金	受給中	○	○					○			○	○	○	
			申請中、これから受給する	○	○							○	○	○	○	
		その他の収入がある(自営業者含む)	○	○				○				○	○	○		
同居が条件		その他三親等内の親族の子	16歳未満	○								○		○		
			16歳以下	学生	収入なし	○				○			○		○	
	収入あり				○	○	○	○			○			○	○	
	16歳以上		無職・無収入	○	○								○	○	○	
			パート・アルバイト等の就労収入がある	○	○	○	○						○	○	○	
		年金	受給中	○	○					○			○	○	○	
			申請中、これから受給する	○	○							○	○	○	○	
		その他の収入がある(自営業者含む)	○	○				○				○	○	○		

※認定対象者の状況に応じて、上記と併せて該当するすべての書類を添付してください。

その他の必要書類	退職による場合	退職証明書(注2) または 雇用保険被保険者離職票1・2	
		雇用保険受給対象外	雇用保険資格喪失確認通知書
		雇用保険を受給する	雇用保険受給資格者証(両面)(注2)
		雇用保険を受給放棄する	雇用保険受給放棄誓約書
		雇用保険を受給延長する	延長通知書(注2) 雇用保険受給延長に関する届出書
	雇用保険を受給終了した	雇用保険受給資格者証(両面)	
	内縁の妻の場合	内縁関係にある両人の戸籍謄(抄)本、被保険者の世帯全員の住民票(続柄必須、本籍・マイナンバー不要)	
	被保険者と別姓の場合(外国籍の方を含む)	住民票等	
	子の申請で配偶者が被扶養者ではない場合	配偶者の収入に関する証明	
	被保険者と別居または同一世帯に居住していない場合(注1)	直近1カ月分の仕送り額を証明する書類(手渡し不可)、生活実態申出書、被扶養者現況申立書	
雇用契約(形態)変更により収入減となった場合	健康保険資格喪失証明書・雇用契約書または給与支払(見込み)証明書		
同一世帯に被保険者以外に扶養義務者がいる場合	その方の収入を証明する書類・生活実態申出書		
退職後の出産手当金または傷病手当金等を	受給する 認定対象者が加入していた健保組合の発行する給付金支給決定通知書		
受給放棄する	傷病手当金・出産手当金受給放棄誓約書		
自営業・農業等の廃業の場合	事業廃業届		
国内居住要件の例外に該当する場合	外国において留学する学生	査証・学生証・在学証明書・入学証明書	
	観光・保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証・ボランティア派遣機関の証明・ボランティア参加同意書	
	被保険者が海外に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者	出生や婚姻等を証明する書類等(外国語で作成されたものは翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文が必要)	

(注1) 被保険者が単身赴任の場合は、生活の本拠地は家族居住地としているため、添付は不要です。

(注2) 雇用保険受給に関する書類の交付には時間がかかります。退職の場合、まずは退職証明書を提出して下さい。

(注3) 新生児に限り、住民票に代わり母子手帳の出生届出済証明の提出でも可能です。但し、子の保護者欄に記載しているものに限ります。

(注4) 75歳以上は後期高齢者医療制度へ加入となりますので被扶養者にはなりません。

◎ 外国籍の方で、日本語以外で書かれた上記の書類を提出される場合は、必ず訳文と翻訳された方の署名捺印が必要です。

◎ 上記の書類以外に扶養認定の審査上、必要に応じて他の書類を提出していただく場合があります。

★★ ご提出いただく書類は、厳正かつ公平に被扶養者認定を行うために使用するものであり、目的以外に利用することはありません★★